

奈良県食品安全・安心懇話会設置要綱

(設置)

第1条 奈良県における生産から消費にわたる食品の安全・安心確保に関し、幅広く県民との意見交換を行うとともに食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たって県民の意見を反映することを目的として、奈良県食品安全・安心懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 懇話会は、各分野相互の理解を深めるとともに、次の事項について意見交換を行う。

- (1) 食品の安全・安心確保にかかる施策に関すること。
- (2) 食品の安全・安心確保の推進に関すること。

(構成)

第3条 懇話会は、委員15名以内で構成する。

2 委員は次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 消費者代表
- (2) 生産者代表
- (3) 製造・加工業者代表
- (4) 流通業者代表
- (5) 学識経験者

3 委員の任期は委嘱した年度の次年度の末日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任を妨げない。

(会長)

第4条 懇話会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は懇話会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、会長が招集し、座長は会長をもって充てる。

2 会長は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求めることができる。

(専門部会)

第6条 「なら食の安全・安心確保の推進基本方針」にかかる施策の推進に関して協議することを目的とし、専門部会を設けることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、福祉保険部医療政策局薬務・衛生課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、懇話会において協議して定める。

附則

この要綱は、平成16年6月11日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。